

# JAPAN

## 国連人権委員会勧告の締約国による フォローアップ措置に関する NGO の評価

### 評価実施 NGO:

- 監獄人権センター
- 在日本朝鮮人人権協会
- 移住者と連帯する全国ネットワーク
- 国際人権活動日本委員会
- アクティブ・ミュージアム女たちの戦争と平和資料館

### 評価の要旨

勧告パラ 1 3	概括
締約国は死刑廃止を十分に考慮すること、あるいはその代替として、死刑を科しうる犯罪の数を生命の喪失に至る最も重大な犯罪に削減すること。	国は勧告実施のための措置を何もとらなかった。勧告に反して、2014年8月29日と2015年6月26日にそれぞれ刑が執行された。
締約国は死刑確定者とその家族に対し予定されている死刑執行の日時を合理的な余裕をもって事前告知すること、及び、死刑確定者に対して非常に例外的な事情がある場合であり、かつ、厳格に制限された期間を除き、昼夜独居処遇を科さないことにより、死刑確定者の収容体制が残虐、非人道的あるいは品位を傷つける取扱いまたは刑罰とならないように保証すること。	国は勧告実施のための措置を何もとらなかった。勧告に反して、最後の3件の処刑は死刑囚および家族に一切の予告なしに実施された。法律においても実施においても改善はない。すべての死刑囚は独房監禁されている。
締約国は、とりわけ、弁護側にすべての検察側資料への全面的なアクセスを保証し、かつ、拷問あるいは虐待により得られた自白が証拠として用いられることがないよう確保することによって、不当な死刑判決に対する法的な安全装置を即時に強化すること。	2015年はじめ、検察による証拠リストの開示と限定付きの取り調べの可視化に関する制度導入の法案が提出され、今後の極刑のケースはその対象となるのである。しかし、これらの改正案は委員会の勧告への回答にはなっておらず、全面的な証拠開示を求める人びととの妥協の産物でしかない。政府は勧告実施のための措置は何もとらなかったし、とるつもりもしていない。
締約国は委員会の前回の総括所見（CCPR/C/JPN/CO/5、パラ 17）の観点から、再審あるいは恩赦の申請に執行停止効果を持たせようとして死刑事件における義務的かつ効果的な再審査の制度を確立し、かつ、死刑確定者とその弁護人との間における再審請求に関するすべての面会の厳格な秘密性を保障すること。	勧告実施のための措置は何もとられなかった。勧告とは逆に、一部のケースにおいて、刑務官はこれまで通り死刑囚と弁護士の面会に立ち会って記録をとった。
締約国は死刑確定者の精神状態の健康に関する独立した審査の制度を確立すること。	勧告実施のための措置は何もとられなかった。政府には勧告に応じて何らかの措置をとる意思はない。
締約国は死刑の廃止を目指し、規約の第二選択議定書への加入を考慮すること。	勧告実施のための措置は何もとられなかった。勧告とは逆に、政府は相変わらず死刑制度の維持を表明している。
勧告パラ 1 4 慰安婦に対する性奴隷慣行	概括
締約国は、以下を確保するため、即時かつ効果的な立法的及び行政的な措置をとるべきである。  ・ 戦時中、「慰安婦」に対して日本軍が侵した性奴隷あるいはその他の人権侵害に対するすべての訴えは、効果的かつ独立、公正に捜査され、加害	・ 締約国は勧告実施のためのいかなる行動もとっていない。

JAPAN: NGO assessment of the implementation of follow-up recommendations – with the support of Centre for Civil and Political Rights (CCPR)

<p>者は訴追され、そして有罪判決ができれば処罰すること。</p>	
<p>締約国は、以下を確保するため、即時かつ効果的な立法的及び行政的な措置をとるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者とその家族の司法へのアクセスおよび完全な被害回復。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・締約国は勧告実施のためのいかなる行動もとっていない。</li> </ul>
<p>締約国は、以下を確保するため、即時かつ効果的な立法的及び行政的な措置をとるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手可能なすべての証拠の開示。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・締約国は勧告実施のためのいかなる行動もとっていない。</li> </ul>
<p>締約国は、以下を確保するため、即時かつ効果的な立法的及び行政的な措置をとるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科書への十分な記述を含むこの問題に関する生徒・学生と一般市民の教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・締約国は勧告と正反対の行動をとった。</li> </ul>
<p>締約国は、以下を確保するため、即時かつ効果的な立法的及び行政的な措置をとるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公での謝罪を表明すること及び締約国の責任の公的認知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・締約国は勧告と正反対の行動をとった。</li> </ul>
<p>締約国は、以下を確保するため、即時かつ効果的な立法的及び行政的な措置をとるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者を侮辱あるいは事件を否定するすべての試みへの非難。</li> </ul>	<p>締約国は勧告と正反対の行動をとった。</p>
<p><b>勧告パラ 16 技能実習制度 (TITP)</b></p>	<p><b>概括</b></p>
<p>締約国は、前回の委員会の最終見解 (CCPR/C/JPN/CO/5, para. 24) に沿って、現行の制度を低賃金労働者の確保のためではなく、能力養成に焦点を置いた新たな制度へと代えることを真剣に検討すべきである。</p>	<p>締約国は有識者懇談会を設置して技能実習制度の見直しについて議論を進め、技能実習適正化法案を策定した。しかし、政府は依然としてこの制度を低賃金労働の便利な採用制度として見ているふしがあるため、これら措置の実効性には疑問がある。</p>
<p>締約国は実地調査の回数を増やすべきである。</p>	<p>効果的な実地調査の回数を増やした形跡はどこにも見当たらない。</p>
<p>締約国は独立した申立ての仕組みを設立すべきである。</p>	<p>技能実習適正化法案の 49 条は、関係省庁への苦情申し立ての可能性について言及している。しかし、独立した申し立て受け付け機関はまだ設置されていない。</p>
<p>締約国は労働搾取目的の人身取引事例やその他の労働法違反については、実効的に捜査、訴追し、制裁措置をとるべきである。</p>	<p>強制労働およびその他の労働/人権侵犯に関する措置はすでに取りられているが、それら措置の有効性はさらに改善が必要であるし、新しい措置の導入も必要である。</p>
<p><b>勧告パラ 18 代用監獄 (代替収容制度) と強制自白</b></p>	<p><b>概括</b></p>
<p>締約国は、代替収容制度を廃止するか、さもなければ、制度が規約 9 条と規約 14 条におけるすべての補償に完全に適合していることを特に以下のことを保障することにより確保すべきである：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保釈などの勾留に代わる措置が起訴前の勾留中にも十分に考慮されること。</li> </ul>	<p>締約国は勧告実施のための措置を何もとらなかった。状況は改善されていないし、刑事司法制度改革の議論においても代用監獄の廃止に関心が向けられたことはない。政府には勧告に応じて何らかの措置をとる意思はない。</p> <p>起訴前の勾留の代替として、たとえば、保釈などを使うことについても注意は向けられなかった。</p>
<p>締約国は、代替収容制度を廃止するか、さもなければ、制度が規約 9 条と規約 14 条におけるすべての補償に完全に適合していることを特に以下のことを保障することにより確保すべきである：</p>	<p>締約国は勧告実施のための措置を何もとらなかった。留置場での勾留は逮捕だけではなく、実質的には逮捕に等しい“任意”同行によっても行われることは一般的に広く知られている。勾留中、法的にあるいは事実上、被疑者からの誤った自白の強要が取調官によりひっきりなしに行われる。警察の取調中、弁護人が被疑者との接見を求めても、常に警察は“法的根拠がない”ことを理由に拒否する。身体的拘束の瞬間から生じる弁護人</p>

JAPAN: NGO assessment of the implementation of follow-up recommendations – with the support of Centre for Civil and Political Rights (CCPR)

<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての被疑者が逮捕時から弁護人の援助を受ける権利を保障され、弁護人が取調中に立ち会うこと。</li> </ul>	<p>との接見の権利の保護に関して、警察に逮捕された人ではなく、被拘禁者に裁判所から弁護人を割り当てるという新しい法律が提案されている。警察の取調べにおける被疑者弁護人の助けについて、締約国は、警察取調べの妨害になるとして、それに反するような法改革をする様子はまったく見せていない。</p>
<p>締約国は、代替収容制度を廃止するか、さもなければ、制度が規約 9 条と規約 14 条におけるすべての補償に完全に適合していることを特に以下のことを保障することにより確保すべきである：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取調べについて、継続時間の厳格な時間的制約及び方法を設定する立法措置と取調べ全体にわたるビデオ録画。</li> </ul>	<p>取調べ時間の制限に関しては何も改善は見られない。全面的なビデオ録画は、改革案にそって、起訴事案の 3 パーセント程度（略式起訴は除く）に適用されることになる。すなわち、警察の取調べで告発された全事件の 0.8 パーセントだけが全面的なビデオ録画の対象になる。その場合でも、「被疑者の態度から判断して、録画が被疑者の適正な供述の妨害になると判断した場合」ビデオ録画を取りやめることができる。</p>
<p>締約国は、代替収容制度を廃止するか、さもなければ、制度が規約 9 条と規約 14 条におけるすべての補償に完全に適合していることを特に以下のことを保障することにより確保すべきである：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県公安委員会から独立しており、迅速、公平かつ効果的に取調べ中に行われた拷問や虐待の申し立てについて調査する権限を持つ不服審査制度。</li> </ul>	<p>国内人権機関が設置されるまでの暫定措置として、締約国は苦情受付制度を設けている。これは、法務省内に設置される学識経験者からなるパネルの助言だけを受け入れる制度である。数年前、国内人権機関設置のための法案が国会に提出されたが、採択されなかった。それ以降、締約国は国内人権機関の法案を国会に再提出するための行動をとったことがない。</p>

詳細な評価

- 評価の見方
- A: 対応はおおむね良好
  - B1: 実質的な行動がとられたが、追加情報が必要; B2: 初期の行動がとられたが、追加情報と追加措置が必要
  - C: とられた行動は勧告内容を実施するものではない、もしくは勧告内容を実施する行動がとられてない
  - D1 と D2: NGO 評価に該当しない
  - E: とられた措置は委員会の勧告と正反対

パラ 13 死刑制度

委員会は、死刑が相当する 19 の犯罪のうちいくつかの罪が、死刑を《最も重大な犯罪》に限るとの規約の要請を充たしていないこと、死刑確定者がいまだに死刑執行まで最長で 40 年の期間、昼夜間独居に置かれていること、死刑確定者もその家族も死刑執行の日以前に事前の告知を与えられていないことについて、依然として懸念を抱く。さらに委員会は、死刑確定者とその弁護人との面会の秘密性が保証されていないこと、死刑執行に直面する人が「心神喪失状態」にあるか否かに関する精神状態の検査が独立していないこと、再審請求あるいは恩赦の請求に死刑執行を停止する効果がなく、有効でないことに留意する。そのうえ、袴田巖の事件を含め、強制された自白の結果としてさまざまな機会に死刑が科されてきたという報告は、懸念される事項である（2 条、6 条、7 条、9 条、及び 14 条）。

委員会の勧告	締約国がとった措置	追加でとるべき措置/その他のコメント	NGO の評価
<p>締約国は死刑廃止を十分に考慮すること、あるいはその代替として、死刑を科しうる犯罪の数を生命の喪失に至る最も</p>	<p>国は勧告実施のための措置を何もとらなかった。勧告に反して、2014 年 8 月 29 日と 2015 年 6 月 26 日にそれぞれ刑が執行された。現在のところ、政府はこれまで通り、死刑制度存続の立場を変え</p>	<p>勧告を完全に実施するため、政府は直ちに執行を停止し、事実上のモラトリアムを開始すべきである。</p>	<p><b>E</b></p>

JAPAN: NGO assessment of the implementation of follow-up recommendations – with the support of Centre for Civil and Political Rights (CCPR)

<p>重大な犯罪に削減すること。</p>	<p>ていない。</p>		
<p>締約国は死刑確定者とその家族に対し予定されている死刑執行の日時を合理的な余裕をもって事前告知すること、及び、死刑確定者に対して非常に例外的な事情がある場合であり、かつ、厳格に制限された期間を除き、昼夜独居処遇を科さないことにより、死刑確定者の収容体制が残虐、非人道的あるいは品位を傷つける取扱いまたは刑罰とならないように保証すること。</p>	<p>国は勧告実施のための措置を何もとらなかった。勧告に反して、直近の3件の処刑は死刑囚および家族への予定日時の事前通知なしに執行された。実践においても法律においても改善はなかった。すべての死刑囚は独房監禁されている。</p>		<p><b>E</b></p>
<p>締約国は、とりわけ、弁護側にすべての検察側資料への全面的なアクセスを保証し、かつ、拷問あるいは虐待により得られた自白が証拠として用いられることがないよう確保することによって、不当な死刑判決に対する法的な安全装置を即時に強化すること。</p>	<p>2015年はじめ、政府は刑事手続き（criminal procedures 刑事司法制度？）の改正に関する法案一式を国会に提出した。その中に、検察庁が所有する証拠リストの開示義務付け制度の法案が含まれていた。しかし、このルールは、裁判所が“公判前取り決め手続き”に入れることを決めた事件だけに適用されるもので、その範囲は極めて狭い。大体、極刑に相当する事件にこの新しいルールが適用される。</p> <p>法案には被疑者取調べの録画も含まれているが、この範囲も狭く、裁判員制度で裁かれる事件に限定されるもので、これら事件の取調べは専ら検察だけによる。さらに、録画において広範囲な例外規定を設ける予定で、それら規定も成文化される。これら改正案は委員会の勧告に答えるものではなく、全面開示を要求する人たちとの妥協の産物にすぎない。現状では、政府は勧告実施のための措置を何も取ってこなかったし、そうする意思もない。</p>	<p>証拠の全面開示とすべての刑事事件の録画を実施すべきである。</p>	<p><b>C1</b></p>
<p>締約国は委員会の前回の総括所見（CCPR/C/JPN/CO/5、パラ 17）の観点から、再審あるいは恩赦の申請に執行停止効果を持たせたうえで死刑事件における義務的かつ効果的な再審査の制度を確立し、かつ、死刑確定者とその弁護人との間における再審請求に関するすべての面会の厳格な秘密性を保障すること。</p>	<p>これまで、政府は勧告実施のための措置を何も取ってこなかった。勧告に反して、一部ケースにおいて、刑務官は死刑囚と弁護人の面会に同席して記録をとり続けている。現状は委員会による前回審査のときと同じである。</p>	<p>政府は死刑囚と弁護士との接見を監視する行為を直ちに止めるべきである。</p>	<p><b>E</b></p>
<p>締約国は死刑確定者の精神状態の健康に関する独立した審査の制度を確立すること。</p>	<p>これまで勧告実施のための措置は何もとられてこなかった。政府には勧告に答える意思はない。</p>	<p>法務省は外部専門家からなる独立した調査団を設け、死刑囚の精神状態の調査を徹底的に実施し、勧告に沿ったメカニズムを設置するべきである。</p>	<p><b>E</b></p>
<p>締約国は死刑の廃止を目指し、規約の第二選択議定書への加入を考慮すること。</p>	<p>これまで勧告実施のための措置は何もとられてこなかった。勧告に反して、政府はこれまで通り死刑制度存続の支持を表明している。政府は存続を堅持しており、勧告を無視している。</p>		<p><b>E</b></p>

パラ 1 4 慰安婦に対する性奴隷慣行

委員会は、締約国が、慰安所のこれらの女性たちの「募集、移送及び管理」は、軍又は軍のために行動した者たちにより、脅迫や強圧によって総じて本人たちの意に反して行われた事例が数多くあったとしているにもかかわらず、「慰安婦」は戦時中日本軍によって「強制的に連行」されたのではなかったとする締約国の矛盾する立場を懸念する。委員会は、被害者の意思に反して行われたそうした行為はいかなるものであれ、締約国の直接的な法的責任をとる人権侵害とみなすに十分であると考えます。委員会は、公人によるものおよび締約国の曖昧な態度によって助長されたものを含め、元「慰安婦」の社会的評価に対する攻撃によって、彼女たちが再度被害を受けることについても懸念する。委員会はさらに、被害者によって日本の裁判所に提起されたすべての時効を理由に拒絶されたとの情報を考慮に入れる。委員会は、この状況は被害者の人権が今も引き続き侵害されていることを反映するとともに、過去の人権侵害の被害者としての彼女たちに入手可能な効果的な救済が欠如していることを反映していると考えます（2条、7条、及び8条）。

委員会の勧告	締約国がとった措置	追加でとるべき措置/その他のコメント	NGOの評価
<p>締約国は、以下を確保するため、即時かつ効果的な立法的及び行政的な措置をとるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦時中、「慰安婦」に対して日本軍が侵した性奴隷あるいはその他の人権侵害に対するすべての訴えは、効果的かつ独立、公正に捜査され、加害者は訴追され、そして有罪判決ができれば処罰すること。</li> </ul>	<p><u>加害者の訴追について</u> 中曽根康弘元首相は、海軍主計将校として戦時中インドネシアに駐屯していた頃を回想して「三千人からの部隊だ。やがて、原住民の女を襲うものやバクチにふけるものも出てきた。そんなかれらのために、私は苦心して、慰安所をつくってやったこともある」と述べている（松浦敬紀元編『終わりになき海軍』文化放送開発センター出版部、1978年）。防衛省防衛研究所図書館所蔵の「海軍航空基地第二設営班資料」には「主計長の取計で土人女を集め慰安所を開設 気持ちの緩和に非常に効果ありたり」「主計長 海軍中尉 中曽根康弘」と記されており、上記の中曽根元首相の回想と合致することが分かる。</p>	<p>締約国は、「慰安所」を設立した責任者の一人である中曽根元首相に対して、事情聴取を行い、必要に応じて法的措置を取るべきである。</p>	<p><b>C</b></p>
<p>締約国は、以下を確保するため、即時かつ効果的な立法的及び行政的な措置をとるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者とその家族の司法へのアクセスおよび完全な被害回復。</li> </ul>	<p>これまで被害者による日本の裁判所への訴えがすべて棄却されているため、2015年7月、韓国の被害者2名が安部首相や昭和天皇、日本企業などを相手に損害賠償請求訴訟を米国連邦地裁に提起した。人権委員会の勧告が出された2014年7月以降、フィリピンでは1名の被害者が、韓国では7名の被害者が死亡した。</p>		<p><b>C</b></p>
<p>締約国は、以下を確保するため、即時かつ効果的な立法的及び行政的な措置をとるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手可能なすべての証拠の開示。</li> </ul>	<p>締約国は1993年以降、日本軍性奴隷制の真相究明のための調査を一度も行っていない。同年以降、研究者や市民団体の努力により、日本軍性奴隷制を立案・創設・維持・管理した責任が日本軍と日本政府にあることを示す膨大な資料が見つかっている。</p>	<p>締約国は真相究明のため、ただちに日本政府保有資料を全面公開し、国内外でのさらなる資料調査を行い、国内外の被害者及び関係者へのヒヤリングを行うべきである。</p>	<p><b>C</b></p>
<p>締約国は、以下を確保するため、即時かつ効果的な立法的及び行政的な措置をとるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科書への十分な記述を含むこの問題に関する生徒・学生と一般市民の教育</li> </ul>	<p>・締約国における教科書検定基準に「政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること」が2014年1月に加えられたため、2015年1月には、東京の教科書会社が高校教科書3点から「従軍慰安婦」が含まれる記述を削除した。さらに他の中学教科書では、検定の過程で被害女性の証言や「慰安所」の地図が削除され、かわりに「日本軍や官憲による強制連行を直接示す資料は発見されていない」という締約国の政府見解を記した説明が追加された。</p>	<p>締約国は、日本軍性奴隷制問題を否定するための記述ではなく、自らの法的責任認知に基づいた記述を中高すべての教科書に記載させるべきである。また、他国の教科書の記述内容に干渉するべきではない。</p>	<p><b>E</b></p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2014年12月、外務省は米国の教科書会社の幹部と面会し、日本軍が女性を慰安所で働かせるために強制的に募集、徴用されたとする記述などについての修正を要請した（『ハンギョレ新聞』電子版、2015年1月12日）。しかし、同社はその後「記述は史的事実に基づく」として修正要請を拒否した（『読売新聞』電子版、2015年1月17日）。</li> <li>このように、締約国は国内で日本軍性奴隷制問題に関する教育を行うための努力をすどころか、締約国の法的責任を否定するための政府見解を教科書に記述させ、他国の教科書記述内容にまで干渉している。</li> <li>・国立の歴史博物館には日本軍性奴隷制に関する記述や説明はなく、大阪市や埼玉県など、公立歴史博物館にあった「慰安婦」関連記述は、リニューアルに際して削除される事例が続いている。</li> </ul>		
<p>締約国は、以下を確保するため、即時かつ効果的な立法的及び行政的な措置をとるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公での謝罪を表明すること及び締約国の責任の公的認知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安部首相は、国会で「『日本が国ぐるみで性奴隷にした』との、いわれなき中傷がいま世界で行われている」（衆議院予算委員会 2014.10.3）と答弁した。この発言は、これまで貴委員会を含めた各種の国連人権諸機関が、日本軍の女性たちへの行為の本質を性奴隷化と的確に表わし、締約国に対して問題の解決を求めてきたことへの明らかな反発とみることができる。</li> <li>・日本の外務省は、2014年10月、「女性のためのアジア平和国民基金」ウェブサイトから「多くの女性を強制的に『慰安婦』として軍に従わせた」という記述を含んだ呼びかけ文を削除した。</li> <li>・日本政府代表団は、2015年6月、日本軍性奴隷制問題についての日韓局長級会議の場で、韓国に対して「性奴隷」表現の不使用を要請した。</li> <li>・安部首相は2015年3月27日付の米ワシントン・ポスト紙上で日本軍性奴隷制問題について「人身売買の犠牲となり」と発言した。人身売買の事実を認諾したなら、それに伴う国家の責任も認めるべきであるが、このことについて安部首相は見解を明らかにしていない。</li> </ul>	<p>日本軍性奴隷制の被害を受けた女性たちは、暴力、威嚇、虐待などの手段によって性交を強要され、監視され、逃亡困難な地域におかれ、自由な移動ができない状態にあった。徴集される際の手段も暴行や脅迫、詐欺、人身売買などによるものであった。被害女性たちはその行動を他人に支配され、個人としての自由を著しく剥奪された奴隷状態にあり、さらに性的行為を行わせられた点でまさに性奴隷状態にあった。締約国は、この事実を認めただけで、自らの法的責任に基づいた措置をただちに取るべきである。</p>	<p>E</p>
<p>締約国は、以下を確保するため、即時かつ効果的な立法的及び行政的な措置をとるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者を侮辱あるいは事件を否定するすべての試みへの非難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2015年7月、与党である自民党の「日本の名誉と信頼を回復するための特命委員会」は、日本軍性奴隷制問題についての提言を安部首相に手渡した。提言では、河野元内閣官房長官が「慰安婦」とされた女性の募集、移送、管理が総じて本人の意思に反して行われたことが強制連行だと認めたことが「事実と反する認識を広めた大きな原因となった」と指摘し（『朝日新聞』電子版、2015年7月30日）、「慰安婦問題をめぐる事実誤認に対し、事実に基づく反論を行う」ことを首相に要求した。安部首相はこれに対して「誤った点は直していかなければならない」と述べた（『朝日新聞』電子版、2015年7月28日）。</li> <li>・インターネット上では日本軍性奴隷制被害者たちを侮辱するヘイト・スピーチが溢れかえっているが、これに対して締約国はいかなる措置も取っていない。</li> </ul>	<p>締約国は、日本軍性奴隷制の犯罪性を連行形態にのみ限定し、さらに「軍や官憲が家に押し入って人を人さらいのごとく連れていく」ことのみを問題視する見解をただちに修正し、被害女性たちの性奴隷化をはじめとする自らの法的責任を認知し、自由権規約委員会の勧告に従って問題の永続的な解決に向けた措置をただちに取るべきである。</p>	<p>E</p>

**パラ 16 技能実習制度** 委員会は、外国人技能実習生に対する労働法制の保護を拡充した制度改正にもかかわらず、同制度のもとで性的虐待、労働に関係する死亡、強制労働となりえる状況に関する報告がいまだに多く存在することを懸念とともに留意する。(2条及び8条)。

<p>委員会は、外国人技能実習生に対する労働法制の保護を拡充した制度改正にもかかわらず、同制度のもとで性的虐待、労働に関係する死亡、強制労働となりえる状況に関する報告がいまだに多く存在することを懸念とともに留意する。(2条及び8条)。</p>	<p>日本政府は、2014年11月に「技能実習制度見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」を立ち上げ、技能実習制度の見直しについての具体的な議論を進め、2015年1月30日に報告書(以下「懇談会報告」という)を取りまとめた。3月6日には、この懇親会報告をもとに「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」(以下「技能実習適正化法案」という)を提出した。懇談会報告では技能実習の「能力養成」機能を充実させ、技能実習生に対する人権侵害防止策を強化するため</p> <p>[技能等の修得・移転の確保のため]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実習の各段階での技能評価の推進</li> <li>・ 実習生の帰国後フォローアップ・技能発揮の推進</li> </ul> <p>[人権侵害等防止及び対策のため]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度管理運用機関における通報・申告窓口の整備</li> <li>・ 実習生の賃金等の処遇の適正化</li> </ul> <p>[送出し機関の適正化のため]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 送出し国との政府(当局)間取決めの作成(送出し機関の適正化のため、送出し国による送出し機関の認定、調査や指導監督等)</li> <li>・ 監理団体及び実習実施機関による送出し機関・実習生間の契約確認の義務化</li> </ul> <p>といった方策を提案示している。</p> <p>懇談会報告書では、送出し国との関係は「二国間協定」ではなく「政府(当局)間取決め」に後退しており、また、この懇談会報告をもとに政府が2015年3月6日に国会に提出した「技能実習適正化法案」に定められた技能実習生保護のための罰則規定には、送出し機関及びその関係者による不正行為が含まれていない。このように「送出し機関の適正化」のための項目が盛り込まれていない同法案では、技能実習制度で発生している様々な問題を解決することは困難であり、労働力確保から「能力養成」に焦点を置いた制度への転換も望めない。</p> <p>また、同法案では、技能実習生の賃金改善が明確に規定されていない技能実習生の賃金は実際には最低賃金レベルであり、高卒賃金を大きく下回っていることから、待遇改善の実効性には疑問がある。</p> <p>他方、同法案では、技能実習期間を従来の3年から5年へ延長することとされており、また、企業ごとの受入れ技能実習生数を現行の2倍まで拡大することも想定されている。さらに、懇談会報告では技能実習職種の拡大も提案され、日本国内のある地域に限定された職種や受入れ企業独自の職種にまで拡大しようとして</p>	<p>短期的には、「送出し機関」に対する規制を実効的に定めるべきである。</p> <p>労働基準法や技能実習適正化法案における、技能実習の強制、強制貯金、賠償予定の禁止、私生活の自由制限の禁止等といった規定については、送出し機関及びその関係者を含めて「国外犯」も処罰の対象とすべきである。</p> <p>長期的も短期的にも、現行の技能実習制度は廃止し、政府は正面から外国人労働者を受け入れる政策について議論すべきである。</p> <p>特に日本政府は「移民政策を取ることは考えていない」(安倍総理、2014年10月1日)として移民政策の議論自体を行おうとしないが、現実にはおよそ20年以上にわたって言葉も文化も違う「日系外国人」を多く受け入れ、外国籍者数だけを見てもこの30年で2.5倍にも増加している。外国人労働者が日本の生産活動社会活動を支えている現実に向き合い、国内の労働者も含めた人権を擁護するための施策と併せて議論を進めるべきである。</p>	<p><b>E</b></p>
---	---	--	-----------------

	<p>いる。これらは、技能実習制度が、弱い立場の外国人を使って日本国内の人手不足を補うために運用されていることを明らかにしている。</p> <p>結論として、日本政府は一見、技能実習制度の「適正化」を目指しているように見えるものの、技能実習生の保護におけるその実効性は疑わしく、他方で、労働力不足を補うための技能実習生の搾取をさらに拡大しようとしている。</p>		
<p>締約国は 実地調査回数を増やすべきである</p>	<p>技能実習生受入機関等に対する指導機関としては、厚生労働省・労働基準監督署、法務省・入国管理局、公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）がある。労働基準監督署、入国管理局、JITCO において実地調査回数を増やすという積極的な姿勢は確認できない。</p> <p>JITCO の 2014 年事業報告によると「自主点検票を 29,014 の実習実施機関に送付」としていることから、技能実習生受け入れ機関はこの数字に近い件数と推定できる。</p> <p><b>1. 厚生労働省・労働基準監督署</b></p> <p>毎年公表されている「地方労働行政運営方針」には、特に技能実習生受け入れ事業場への監督指導件数を労働基準監督署に求める記述はない。また、毎年発行されるもう一つの文書である「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」（以下「監督指導留意通達」とする）についても、2015 年度版はまだ発行されていないが、大幅に監督指導件数を増やすような指示があるとは考えにくい。</p> <p>厚生労働省の指示によっても大幅に送検件数が増えない原因として、労働基準監督署の第一線で監督指導・送検手続きを担う労働基準監督官が圧倒的に不足しているという実態が挙げられる。</p> <p>労働基準監督官を含む労働基準行政の職員を組織している全労働省労働組合によると、厚生労働省が発表している労働基準監督官数は 3 千人程度であるが、この中には厚生労働省（本省）に勤務する監督官、都道府県労働局に勤務する監督官、労働基準監督署の管理職員（署長、次長）のほか、労災補償部門、安全衛生部門、庶務部門に配置されている労働基準監督官も少なくないことから、日常的に臨検監督、申告処理、司法実務（捜査）等に従事している監督官は、およそ 1,500 人にとどまっているということである。（全労働省労働組合ホームページより。）</p> <p>近年、日常的に臨検監督等に従事する労働基準監督官が大幅に増員されたという情報はなく、関係者からは、過去の新人採用抑制政策の影響で、2 年ほど前より毎年 200 人近い「新人」労働基準監督官が全国の労働基準監督署に配置されているため、労働基準監督署の捜査機関としての機動力は低下しているという話も聞かれるところである。</p>	<p>&lt;厚生労働省・労働基準監督署&gt;</p> <p>日本の労働基準監督機関は厚生労働本省→都道府県労働局(全国 47)→労働基準監督署(全国 321)という組織体制になっており、厚生労働省から都道府県労働局・労働基準監督署に対して業務等に対する業務上の指示は「通達」により行われる。</p> <p>特に、厚生労働本省は都道府県労働局・労働基準監督署が毎年 4 月からの 1 年間に取り組むべき課題や具体的な対処方法を「地方労働行政運営方針」という名称の通達で示しているほか、労働基準監督署における毎年 4 月からの 1 年間の監督指導等の基本的な取り組み内容等について「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」（監督指導留意通達）と題する通達で示されている。なお、「地方労働行政運営方針」は毎年公表されている。それによると、技能実習制度への対応については「平成 27 年度地方労働行政の重点施策」の 3「労働基準行政の重点施策」(2)イ(ウ)「外国人労働者、技能実習生」において次のように述べている：</p> <p>「技能実習生については、労働基準関係法令違反があると考えられる事業所に対して重点的に監督指導を実施し、重大又は悪質な労働基準関係法令違反事案に対しては、法的処分を含め厳正に対処するとともに、出入国管理機関との相互通報制度の確実な運用を図る。</p> <p>特に、技能実習生に係る強制労働が疑われる事案、技能実習生への暴行・脅迫・監禁等、技能実習生からの違約金の徴収等、技能実習生の預金通帳・印鑑・旅券等の取上げ等が疑われ、かつ技能実習生に係る労働基準関係法令違反が疑われる事案については、技能実習生の人権侵害が疑われる事案であることから、出入国管理機関との合同監督・調査を実施し、労働基準関係法令違反が認められ、悪質性が認められるもの又は社会的にも看過し得ないものについては、積極的に司法処分に付すこととする。」</p>	<p><b>C</b></p>

	<p><u>2. 法務省・入国管理局</u>                  2015年4月に法務省・入国管理局が発表した「平成26年の『不正行為』について」によると、2014年に「不正行為」を通知した機関の数等は次のとおりである。                  平成26年に「不正行為」を通知した機関は241機関であり、これらは全て団体監理型での受入れによるもので、受入れ機関別では、監理団体が23機関（9.5%）、実習実施機関が218機関（90.5%）である。                  平成25年の230機関と比較すると4.8%の増加、平成24年の197機関と比較すると22.3%の増加であり、現行制度が施行された平成22年以降の推移としては、漸増傾向にある。                  「不正行為」の通知件数は2014年が2013年を11件ほど増えているが、一方でこの増加件数程度では入国管理局が技能実習実施機関に対す調査件数を大幅に増やした結果とはいいいがたい。</p> <p><u>3. 公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）</u>                  技能実習生受け入れ機関の支援という目的を達成するためJITCOは「巡回指導」を実施しており、「2014年度事業報告」によると2014年度は7,210件の巡回指導を行っている。しかしながら、同事業報告では、自由権規約委員会の勧告にも関わらず、巡回指導数の増加については言及されていない。                  なお、JITCOは会費と引き換えに監理団体や技能実習実施機関に対して支援等のサービスを提供していることから、巡回指導において監理団体等に強力な指導等を行いにくい立場にある。</p>	<p>&lt;法務省・入国管理局&gt;                  入国管理局においては、研修・技能実習に関して不適正な行為を行った機関に対し「不正行為」を行ったと認められる旨を通知し、当該「不正行為」が研修・技能実習の適正な実施を妨げるものであった機関について、「不正行為」が終了した日から法務省令で規定する期間を経過するまで研修生・技能実習生の受入れを認めないこととしている。</p> <p>&lt;公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）&gt;                  公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）は、法務、外務、厚生労働、経済産業、国土交通の五省共管により1991年に設立された財団法人であり、2012年4月に公益財団法人に移行している。JITCOのホームページによるとその目的と使命は次のとおり。  <i>JITCOは、外国人技能実習制度・研修制度の適正かつ円滑な推進に寄与することを基本として、以下を使命としています。</i></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 技能実習生・研修生の受入れを行おうとする、あるいは、行っている民間団体・企業等や諸外国の送出し機関・派遣企業に対し、総合的な支援・援助や適正実施の助言・指導を行うこと。</li> <li>2. 技能実習生・研修生の悩みや相談に応えるとともに、入管法令・労働法令等の法的権利の確保のため助言・援助を行うこと。</li> <li>3. 制度本来の目的である技能実習・研修の成果が上がり、国際的な人材育成が図られるよう監理団体・実習実施機関、技能実習生・研修生、送出し機関等を支援すること。</li> </ol> <p>長期的には、外国人技能実習生も含め、ひろく在日外国人の権利を擁護するための政府機関を置くことから考えるべきである。                  短期的には国内の監督指導機関の体制整備を行う必要がある。</p>	
<p>締約国は独立した申立ての仕組みを設立すべきである。</p>	<p>日本政府は、独立した申立ての仕組みを設立していない。2015年3月6日に提出され、現時点ではまだ議会で全体的な協議を経していない技能実習適化法案の第49条に、「実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役員若しくは職員（次項において「実習実施者等」という。）がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、技能実習生は、その事実を主務大臣に申告することができる。実習実施者等は、前項の申告をし</p>		<p><b>B2</b></p>

	<p>たことを理由として、技能実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取扱いをしてはならない。」と、申し立てに関する規定を設けている。上記の仕組みが実際に設立されれば、それは技能実習生受け入れ機関からは独立しているものの政府からは独立していない仕組みとなる。</p>		
<p>締約国は、労働搾取目的の人身取引事例やその他の労働法違反については実効的に捜査訴追し、制裁措置をとるべきである。</p>	<p>政府は2014年12月に「人身取引対策行動計画2014」を策定し、人身取引事例の根絶のための対策を進めている。</p> <p>特に「労働搾取を目的とした人身取引の防止」について、以下を含む事項に取り組むとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不適切な送出国の排除も含めた送出国との政府（当局）間取り決めの作成</li> <li>・管理監督の在り方を抜本的に見直し、2015年度中の新制度への移行を目指す。あわせて、業界所管庁による指導監督の充実を図るとともに、関係機関からなる地域協議会（仮称）の設置により、問題事案の情報共有を円滑に行うよう体制を整備する。</li> </ul> <p>外国人技能実習生に事前に法的保護について十分周知するとともに、労働関係法令、相談窓口等の情報を実習生の母国語で記載した「技能実習生手帳」を出入国港において配布する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実習実施機関に対し、労働基準関係法令等、特に強制労働に関してについて情報提供し意識向上をはかる。</li> </ul> <p>重大・悪質な法違反については、送検するなど厳正に対処する。</p> <p>また、労働基準監督署および出入国管理機関における対応については、「地方労働行政運営方針」において技能実習生に対する強制労働等の人権侵害が疑われる時、監督・調査及び悪質な法違反に対する積極的な司法処分（書類送検）が指示されている。前出の「監督指導留意通達」においても同様の指示がなされている。</p> <p>厚生労働省は例年、「外国人技能実習生の実習実施機関に対する監督指導、送検の状況」（実施機関指導送検状況）を8月頃に公表しているが、2014年実施分についてはまだ公表されていないため、これらの指示により労働基準監督署における監督指導及び送検件数が伸びているのか否かは判らない。一般に労働基準監督署が書類送検した際には新聞報道がされることから、インターネットで検索したところ次のような技能実習生に関する送検事例を確認できた。ほとんどの事例は現在も進行中である。</p> <p>2015.5.13 春日労働基準監督署 技能実習生の労災死亡事故について労働安全衛生法違反で書類送検</p> <p>2015.3.19 伊丹労働基準監督署 中国人技能実習生に対する違法残業で送検</p>	<p>短期的にも長期的にも体制の整備が重要である。</p> <p>さらに、警察官、入国警備官、労働基準監督官等に対して「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（人身取引議定書）の第3条で定義されている「人身取引」の考え方を十分に浸透させるとともに、労働基準監督官にたいしては労働基準法が禁止する「強制労働」の判断基準を国際的な基準に引き下げるよう厚生労働省はモデルケースを示すなりして徹底すべきである。また、総じて被害者救済の視点が乏しい。人身取引の摘発と検挙に際しても被害者の保護と社会生活への復帰・自立への支援（経済・住居など）策を示すとともにNGOとの連携を強めるべきである。</p>	<p>C</p>

	<p>2015. 3. 9 愛知労働局 技能実習生に対する割増賃金未払いで通訳も含めて書類送検</p> <p>2015. 2. 9 尾道労働基準監督署 インドネシア人技能実習生に対する賃金未払いで書類送検</p> <p>2014. 9. 22 呉労働基準監督署 インドネシア人・中国人技能実習生に対する違法残業、割増賃金未払いで書類送検</p> <p>2014年8月に公表された実施機関指導送検状況によると、労働基準監督署が技能実習生に対する法違反で書類送検した件数は2013年12件、2012年15件、2011年23件、2010年18件、2009年30件となっていることから、上記インターネットで確認できた範囲での送検事例から推定しても、全体の件数は例年と大差ないと言わざるを得ない。</p>		
--	---	--	--

**パラ 18 代用監獄（代替収容制度）と強制自白**

委員会は、締約国が利用可能な資源が不足していること、及び犯罪捜査のためにこの制度が効率的であることを理由に、代用監獄の使用を正当化し続けていることを遺憾に思う。委員会は、起訴前に、保釈の権利が欠如し、あるいは国選弁護を受ける権利がないことが、代用監獄において強制による自白を引き出す危険を強めていることに引き続き懸念する。さらに、委員会は、取調べの実施に関して厳しい規則が存在しないことに懸念を表明し、2014年「改革プラン」で提案されている取調べのビデオ録画が義務づけられた範囲に限られていることを遺憾に思う。（7条、9条、10条 及び14条）

委員会の勧告	締約国がとった措置	追加でとるべき措置/その他のコメント	NGO の評価
<p>締約国は、代替収容制度を廃止するか、さもなければ、制度が規約9条と規約14条におけるすべての補償に完全に適合していることを特に以下のことを保障することにより確保すべきである：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保釈などの勾留に代わる措置が起訴前の勾留中にも十分に考慮されること。</li> </ul>	<p>締約国は何も行動をとらなかった。状況は改善されていない。それとはほど遠く、刑事手続き改革の議論においても、代用監獄の将来的廃止に向けた注意は何も払われてこなかった。起訴前の勾留の代替として、例えば現行法では起訴の後でしか利用できない保釈などを使うことについても注意は向けられなかった。</p>	<p>代用監獄の廃止は難しいことではない。“警察の留置所”が警察当局の変わりに法務省の管轄に置かれ、警察の取調べが法務省に所属する刑務官の監督のもとで実施されれば、締約国は自由権規約第9条の違反という責めを逃れることができる。しかし締約国はそれを一顧だにしてこなかった。法務省の法制審議会で、日弁連の弁護士は、勾留の代替案として中間的な処理を提案したが、無駄であった。多くの冤罪事件が刑事手続法の改正を求める声につながり、法務省の法制審議会は2011年から2014年まで議論を続けた。裁判前の勾留への代替に関して、日弁連は裁判前勾留の特定のケースを勾留を伴わない措置に置き換えるよう促したが、この提案は採択されなかった。</p>	<p><b>C</b></p>
<p>締約国は、代替収容制度を廃止するか、さもなければ、制度が規約9条と規約14条におけるすべての補償に完全に適合していることを特に以下のことを保障することにより確保すべきである：</p>	<p>締約国は総括所見にあるこの問題に関する勧告を実施するための措置は何もとらなかった。</p> <p>とりわけ刑事被告の弁護人は、すべての容疑者が拘束された瞬間から法的な相談ができる実質的な権利を何としてでももつことができるよう、長年</p>	<p>実質的に勾留されている人（警察官の指示で取り調べ場所からの移動の自由を奪われている場合も含む）に関して、正式な逮捕と勾留あるいは「任意」の出頭の間の名目上の区別に関係なく、そのような場合には当該者に相談の権利を即時に知らせること、および本人が希望すれば公費で即時に相談を行うことを義務付ける</p>	<p><b>C</b></p>

JAPAN: NGO assessment of the implementation of follow-up recommendations – with the support of Centre for Civil and Political Rights (CCPR)

<p>より確保すべきである：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての被疑者が逮捕時から弁護人の援助を受ける権利を保障され、弁護人が取調中に立ち会うこと。</li> </ul>	<p>願ってきた。しかし法制審議会は狭い範囲でしかみておらず、裁判所の令状で逮捕された後に指名された刑事弁護人との接見を許すというものだ。留置場での勾留は逮捕だけではなく、実質的には逮捕に等しい“任意”同行によっても行われることは一般的に広く知られている。警察での勾留中、法的にあるいは事実上、今も被疑者からの誤った自白の強要が取調官によりひっきりなしに行われている。警察の取調中、弁護人が被疑者との接見を求めても、常に警察は“法的根拠がない”という理由で断る。</p> <p>身体的拘束の瞬間から生じる弁護人との接見の権利の保護に関して、警察に逮捕された人に対してではなく、あらゆる被拘禁者に裁判所から弁護人を割り当てるという新しい法律が提案されている。</p> <p>警察の取調べにおける被疑者弁護人の助けに関して、締約国は警察の取り調べの妨害になるとして、司法改革の意思はまったく示さなかった。</p>	<p>ような新しい法律が必要である。</p>	
<p>締約国は、代替収容制度を廃止するか、さもなければ、制度が規約9条と規約14条におけるすべての補償に完全に適合していることを特に以下のことを保障することにより確保すべきである：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取調べについて、継続時間の厳格な時間的制約及び方法を設定する立法措置と取調べ全体にわたるビデオ録画。</li> </ul>	<p>1日あたりの取調べの時間の制限に関して何も改善は見られない。</p> <p>全面的なビデオ録画は、改革案にそって、起訴事案の3パーセント程度（略式起訴は除く）に適用されることになる。すなわち、警察取調べで告発された全事件の0.8パーセントだけが全面的なビデオ録画の対象になる。その場合でも、「被疑者の態度から判断して、録画が取調べ対象の被疑者の適切な供述の妨害になると判断した場合」ビデオ録画を取りやめることができる。</p> <p>これらのケースにおいてさえ、「被疑者の態度から見て、取調官が録画は被疑者の適正な陳述を妨害しようと考えた」場合、取調官はビデオ録画から放免されるという抜け道がある。実質的にこれは取調べの全ケースに対してごくわずかな透明性にすぎず、総括所見の勧告からはほど遠い結果しかもたらさない。政府が提案している措置は、ビデオ録画の取調べ中の義務化であるとうてい判断することはできない。</p>	<p>取調べの厳格な時間制限に関して、国家公安委員会（？）ルールは8時間以上に及ぶ取調べは警察署長の事前承認を必要とすると決めている。しかし現実には、1日8時間の取調べは基本的に長すぎるし、警察署長の承認をえたそれよりも長い取調べは抜け道以外の何物でもない。さらに、ルール違反に対する制裁は適切なものとは到底言えない。</p> <p>全面的なビデオ録画の法改革に関して、国会に上程された法案は明らかに不適切であり、むしろ成立すれば、法案は現状を部分的に透明化??のために使われるのである。</p>	<p><b>C</b></p>
<p>締約国は、代替収容制度を廃止するか、さもなければ、制度が規約9条と規約14条におけるすべての補償に完全に適合していることを特に以下のことを保障することにより確保すべきである：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県公安委員会から独立しており、迅速、公平かつ効果的に取調べ中に行われた拷問や虐待の申し立てについて調査する権限を持つ不服審査制度。</li> </ul>	<p>国内人権機関が設置されるまでの暫定的措置として、締約国は、法務省に設置された委員会内の学識経験者のパネルのアドバイスだけを聞くことができる苦情処理制度を作っている。その独立性は疑問である。数年前、国内人権委員会設置法案が国会に上程されたが成立には至らなかった。それ以降、今日に至るまで締約国は設置の法案を国会に再上程するような動きはまったくとっていない。</p>	<p>国内人権委員会設置法案に関して、締約国は拷問禁止委員会やその他の国連機関の場において、政府は積極的に法案の追跡を行うと明確に述べた。しかし、現在の政治状況のもと、締約国は法案の再上程に向けた具体的な動きはなにもとっていない。</p>	<p><b>B1</b></p>



Centre for Civil and Political Rights (CCPR)  
t: [+41 \(0\)22 332 25 53](tel:+41223322553) - e: [info@ccprcentre.org](mailto:info@ccprcentre.org)  
a: 1, rue de Varembé - CP 183 - CH-1202 Geneva  
[www.ccprcentre.org](http://www.ccprcentre.org)

Contact person for the review and follow-up of  
Japan

*Mr. Daisuke SHIRANE*

Centre for Civil and Political Rights (CCPR)  
Asia Pacific Coordinator  
[dshirane@ccprcentre.org](mailto:dshirane@ccprcentre.org)